

一般社団法人 日本養鶏協会 役員給与規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本養鶏協会の役員の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 常勤役員の給与は、本俸及び通勤手当とし、非常勤役員については原則として無給とする。

(本俸)

第3条 常勤役員の本俸は年額とし、次の範囲内で会長が別に定める。ただし、支給に当たっては、年俸を12で除した額を毎月支給する。

12,000,000円以内

(給与の支給日)

第4条 給与の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の前日において、その日に最も近い休日でない日とする。

(給与の計算)

第5条 新たに常勤役員となった者にはその月から、また退任又は死亡したときはその月まで報酬を支払う。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、定期券等の実費相当額を支給する。

(改正)

第7条 この規程の改正は総会の決議による。

附 則

この規程は、平成27年6月17日から施行する。

一般社団法人 日本養鶏協会 役員退職慰労金会規

第1条 常勤役員が退職又は死亡したときは、理事会決議をもって、次の各条に定めるところにより役員退職慰労金（以下退職慰労金）を支給することができる。

第2条 退職慰労金の額は、本人の退職当時の報酬月額に在職年数1年につき100分の125以内を乗じた金額とする。

2 前項の計算で在職年数1年未満は、月額計算により算定する。但し、就任及び退職又は死亡の月は、それぞれ1ヶ月とする。

第3条 本人死亡の場合の退職慰労金は、本人の遺族に支給する。

第4条 毎年度末において、在職する常勤役員の退職慰労金の額を推算し、その額と既に立てた退職慰労金の額の差額を積立てるものとする。

2 特別の事情のあるときは、前項によらずに当該年度の積立額を定めて積立てることができる。

附 則

この会規は、平成30年6月28日から施行する。

報酬月額とは、年間支給総額を12ヶ月に当該年度の賞与支給月数を加えた月数で除した額とする。